

高松市立玉藻中学校いじめ防止基本方針

～ すべての生徒が安心して学校生活を送れるように ～

平成 26 年 4 月 1 日作成
高松市立玉藻中学校
令和 4 年 4 月 1 日改訂

◆ はじめに ◆

いじめは、いじめを受けた生徒を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

また、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるもの」であることから、生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を講じる必要がある。

そこで、いじめ問題を組織として考えるために、本校独自の「いじめ防止基本方針」をここに作成した。そして、すべての教職員がいじめ問題に取り組む基本姿勢について再認識し、地域や家庭と連携した組織的な取り組みを目指すことをここに宣言する。今後は、初任者や学級担任をはじめとする教職員が熟読することはもちろんのこと、学校における校内研修での積極的な活用を図ったり、地域の健全育成会議や保護者への周知の機会を利用したりして、本校のいじめに対する考え方や取り組みを広くご理解いただき、できる限り多くの方々の方でいじめ防止に取り組める学校であり続けるよう努めてまいりたい。

◆ も く じ ◆

第 1 部 いじめの防止等のための基本的な考え方

1	いじめの定義	2
2	いじめの理解	2
3	いじめの防止等のための基本的な考え方	2・3
	(1) いじめの未然防止	
	(2) いじめの早期発見	
	(3) いじめの早期対応	
	(4) 教職員の資質能力の向上	
	(5) 重大事態への対応	

第 2 部 いじめの防止等のための対策の内容

1	いじめ防止等のための組織	3
2	いじめの未然防止にむけて	3・4
3	いじめを早期発見するために	4
4	いじめの早期対応	4・5
5	重大事態への対応	5
6	地域や家庭との連携	6
	(1) 保護者への協力依頼	
	(2) 地域の各種団体への協力依頼	
7	関係機関との連携	6
	(1) 高松市教育委員会との連携	
	(2) 警察との連携	
	(3) 子ども女性相談センターとの連携	
	(4) 高松法務局との連携	
8	その他	6

◇◇◇ 第1部 いじめの防止等のための基本的な考え方 ◇◇◇

「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」

「香川県いじめ防止基本方針」を参考

1 いじめの定義

この方針において「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお具体的ないじめの態様には、以下のようなものがあると考ええる。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話、スマホ等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめの理解

本校においても、いじめは、どの子どもにも、常に起こりうるものであると認識する。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害者にも加害者にもなりうる。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせることを深く認識する。

具体的には、けんかやふざけ合いであったとしても、見えない所でいじめの被害が発生している場合もあること、いじめは目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びを装って行われたりすることなど、教師が気づきにくく判断しにくい形で行われることを再確認する。

3 いじめの防止等のための基本的な考え方

（1）いじめの未然防止

第一に、いじめを生まない指導の実践こそが何よりのいじめの未然防止策である。教師がいじめの未然防止にむけて、いじめの事例研究やいじめ問題への対処の経験等を通して、いじめが起こるメカニズムを正しく理解し、いじめの原因を作らない指導力を身につけ、いじめを生まない学級経営や教科指導、部活動指導の具現化につなげていく。また、いじめは「起こってはならない」、「許してはならない」こととして認識し、いじめを見抜く力を全ての教師がもてるよう常に自省と研鑽に努める。

第二に、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を行っていく。そのため、本校が学校経営方針として掲げる「志を立てて、夢に挑むたくましい生徒の育成」に基づいた学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養っていく。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育てていく。加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも重要であると考える。

また、これらにあわせて、いじめの問題への取組の重要性について地域や家庭にも情報を発信し、地域や家庭とともに、いじめの未然防止を目指す。

(2) いじめの早期発見

日頃から、生徒との信頼関係の構築に努め、生徒が相談しやすい雰囲気を目指す。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知していく姿勢が大切である。

また、生徒のささいな変化に気付く力を高めていくため、日常の見守りはもちろん、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え実践していく。生徒が自ら SOS を発信することやいじめの情報を教職員に報告することは、生徒にとって多大な勇気を要することを理解し、生徒からの相談に対しては親身になって迅速に対応することを忘れてはならない。

そして、教職員相互の積極的な情報交換や、地域、家庭と連携した生徒の見守りを行っていく。

(3) いじめへの早期対応

いじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的かつ迅速な対応を行う。そのためには、まず、いじめを受けた生徒を守り通すことを大前提に対応する。その上で詳細を確認し、いじめを行った生徒には、その行為に至った理由等を傾聴しつつ、行為に対して毅然とした指導を行っていく。

教職員全員がいじめ対応への共通理解をもち、積極的な情報交換を行うことはもちろん、家庭や関係機関の協力も得ながら、組織的な対応を目指す。

(4) 教職員の資質能力の向上

すべての教職員の資質能力の向上をはかるため、校内の指導体制について再確認を行う。また、専門的知識に基づき適切な対策が行われるよう、SC や SSW の意見を聞きながら、研修に努める。

(5) 重大事態への対応

重大事態が発生した場合には、直ちに高松市教育委員会に報告するとともに、関係機関の協力を得てその事態に適切に対処し、再発防止に努める。

◇◇◇ 第2部 いじめの防止等のための対策の内容 ◇◇◇

1 いじめの防止等のための組織

(1) 生徒指導委員会（毎週木曜日1校時）

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、団生徒指導担当、SSW で構成し、問題行動やその傾向が見られる生徒について、現状や指導方針についての情報交換や共通理解を図る。

(2) 不登校対策委員会（年間5回）

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、相談室担当、SC、SSW、特別支援教育支援員で構成し、不登校やその傾向が見られる生徒について、現状や適切な対応についての情報交換や共通理解を図る。

(3) 玉藻中学校いじめ防止等対策委員会（いじめ認知後早急に組織）

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、該当生徒の担任と学年主任、団生徒指導担当、必要に応じて SC や SSW、学校サポート委員にも参加を要請して構成し、被害生徒とその保護者、加害生徒とその保護者、関係生徒等に対する対応方針を協議する。また、関係機関との連携についてもその方針を協議する。

2 いじめの未然防止にむけて

(1) いじめを生まない土壌づくりに必要な態度を意識した学校教育を実践する。

- ① 自分の存在と他人の存在を等しく認め合える態度
- ② お互いの人格を尊重し合える態度
- ③ 心の通う人間関係を築こうとする態度
- ④ ストレスを適切に対処しようとする態度

以上のような態度を身に着けはじめた生徒が増え、個々の生徒が所属する集団の雰囲気が以下のように変容する中で、起きていたいじめは確実に終息し、起きようとしていたいじめは、必ずや消滅すると考える。

(2) いじめが起きない理想的な集団を目指して学校教育を実践する。

- ① 全ての生徒が安心して生活できる学級や部活動や学校
- ② 自己有用感を感じられる学級や部活動や学校
- ③ 充実感を感じられる学級や部活動や学校

以上のような雰囲気を集団の中に作り上げていく指導が学級経営や部活動経営の根幹であり、すべての教師がこのような雰囲気づくりに力を注ぐことができる学校こそ、いじめを生まない学校であると考えます。

- (3) いじめの防止や生命尊重等にむけて、道徳教育や人権教育の推進に努める。
- (4) 携帯電話やスマホ等の情報通信機器を通じて行われるいじめを防ぐために、生徒に対して年2回の情報モラル教育を行うとともに、保護者への啓発も行う。
- (5) 生徒会が呼びかけ開催する「強めよう絆月間」や「人権集会」を実施する等、生徒同士の力でいじめをなくす取り組みを行う。(11月)
- (6) PTAとの情報交換など、PTAや地域の方・団体と連携しながら、生徒の見守り体制を今後も充実させていく。

3 いじめを早期発見するために

- (1) いじめの防止に努めつつ、日常的な観察で生徒が示す小さな変化にも気付くよう努める。また、「生活記録」等を活用して、日々の学校生活の様子や友人関係の把握に努める。
- (2) いじめやいじめに発展しそうな事案が発生した場合は、各学年団で作成する「いじめ対策委員会資料」に詳細を記入し、毎週木曜日1校時に開催される生徒指導委員会において報告する。
- (3) 記名による「学校生活アンケート」を実施する。(9月と1月)
- (4) いじめの相談等、担任と各生徒との相談を行う期間を「教育相談週間」として実施する。
- (5) 生徒の悩みを積極的に受け止めるため、相談の窓口を広げ、必要に応じてSCやSSW等の専門家による教育相談も実施する。
- (6) いじめにつながるかもしれないささいな変化が生徒に見られた時点で、家庭との連携を一層密にし、情報を共有する。
- (7) 生徒が、家庭や学校に悩みを打ち明けにくい状況も考え、「いじめ110番」や「いのちの電話」等の関係機関の相談窓口の利用を促す。

4 いじめの早期対処

①被害生徒の安全を確保した状態で、被害生徒およびその保護者から状況を確認する。

- ・全力でいじめから守ることを伝える。
- ・被害生徒の立場に立ち、共感的に受け止める。
- ・被害生徒の精神状況等を勘案し、可能な限り詳細に情報を得る。

②加害生徒およびその他の関係生徒から事実関係の確認を行う。

- ・行為に至った理由については傾聴を示し、行為に対しては毅然とした態度で指導する。
- ・いじめられる側にも問題があるという考えはもたない。

③両者の言い分を聞いた上で、理解すべき事柄と指導すべき事柄を整理し、生徒指導委員会に報告する。

④第一次いじめ防止等対策委員会で、適切な対応方針を協議する。

- ・役割の分担、連絡及び報告体制の確認を行う。

⑤(重大事態の場合)第二次いじめ防止等対策委員会で、関係機関との連携について協議する。

重大事態とは

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの事態。

教育委員会への連絡により、今後の立ち直り支援について教育委員会と学校とで相談する。

警察への連絡により、今後の立ち直り支援について警察と学校とで相談する。

子ども女性相談センターへの連絡により、今後の立ち直り支援について関係者と学校とで相談する。

⑥いじめへの対処を行う。

被害生徒と保護者へ

- ・家庭訪問等で今後の具体的な対応策を示し、要望を聞くなど、本人と保護者がこれ以上の不安を抱かないよう努める。
- ・本人の人間関係を十分に把握し、本人にとって信頼がおける人物を核とした指導、支援に努める。
- ・本人の立ち直りのため、保護者と密に連携し、支援方針をその都度相談する。
- ・深刻化している場合は、SCやSSW等の支援を得ながら、心のケアを図る。

加害生徒と保護者へ

- ・いじめは、相手やその保護者の心身や財産を傷つけ、生命を脅かすおそれのあるものであり、絶対に許されないことを確認した上で、自分の行動を認識させる。
- ・どの行為がいじめとなっているかを認識させ、直ちにやめるよう指導し、再発防止と望ましい人間関係の構築につなぐ。
- ・家庭訪問等で、いじめの事実について保護者に伝え、本人の更正に向けて保護者の協力を求める。

傍観している生徒へ

- ・全校指導や学級指導、人権学習等を通して、いじめはぜったいに許されない行為であることを周知徹底する。
- ・集団としての問題点を整理し、その対策を各々に考えさせる機会をもつ。
- ・再発防止の観点から、いじめを未然に防ぐ理想の集団づくりに向け、再度のその取り組みを点検する。

⑦事後指導

- ・表面的な解決に終始することのないよう、再発する可能性があり得るという認識でその集団の生徒の言動や表情などに十分な注意を払い、情報収集と見守りに努める。
- ・被害生徒および加害生徒の心のケアを図り、保護者やSC、SSWと連携した指導、支援を継続する。
- ・いじめが解消された状態とは、被害生徒が心身の苦痛を感じていない状態が最低でも3か月は継続している状態とする。

5 重大事態への対処

いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、直ちに高松市教育委員会に報告するとともに、関係機関の協力も得ながら対応する。そのうえで、被害生徒やその保護者、加害生徒、その他の関係する生徒からの聞き取りやアンケート等の方法により、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。この調査は、教育的配慮に基づき、生徒の人権や個人情報保護等に十分留意して行う。

また、調査を行ったときは、被害生徒及びその保護者に対し、必要な情報を教育的配慮をした上で適切に提供する。

そして、調査によって確認された事実関係等は、関係する生徒やその保護者への継続的な支援、指導、助言等に活用するとともに、同種の事態の発生の防止に努めるために活用するよう配慮する。

6 家庭や地域との連携

(1) 保護者への協力依頼

PTA 理事会、PTA 幹事会、PTA 総会等の機会に、学校のいじめに対する考え方を周知し、いじめの防止や早期対応にご協力を頂けるよう依頼する。

また、年2回の学校生活アンケート調査が、いじめの早期発見に効率よく生かせるよう協力を依頼する。

(2) 地域の各種団体への協力依頼

花園地区健全育成連絡協議会、木太地区健全育成連絡協議会の総会等において学校のいじめに対する考え方を周知し、いじめの防止や早期対応にご協力を頂けるよう依頼する。中でも、今を生きる中学生がどのようなストレスを感じ、どのようなことで自己有用感を抱くのかを地域の住民に理解していただくことで、多感な時期を生きる地域の生徒たちへの声かけも変わってくるものと思われる。

また、玉藻中学校ブロック生徒指導部会では、校区の小学校の保護者が多く来ることから、中学生期のストレスの実態と小学生期のストレスの実態の違いやストレスを自分で解消できる中学生に育てるためのヒント等を理解していただく機会にしたい。

7 関係機関との連携

(1) 高松市教育委員会との連携

学校への相談よりも先に、教育委員会へ相談するケースも少なくない。そのような場合には、一方の言い分のみで対応を急ぐことの無いよう、他方の言い分も十分に聞き取りをしたうえで、組織的な対応を行う。

(2) 警察との連携

「香川県学校・警察相互連絡制度」等を活用し、犯罪を伴ういじめが発覚した場合は、警察との連携を躊躇なく行う。特に、LINE やメールでの中傷等については、発覚した時点で迅速に対応する。また、いじめの防止を主眼とした非行防止教室の開催等を積極的に行っていく。

(3) 子ども女性相談センターとの連携

生徒同士のいじめの原因やお互いの言い分の聞き取りをしていく中で、該当生徒に対して、ネグレクトの疑いを感じたり、家庭の複雑な問題に直面したりした場合には、躊躇することなく、香川県子ども女性相談センターや高松市子育て支援課との連携を密に行う。

(4) 高松法務局

いじめを含めた人権問題について、専用相談電話「子どもの人権 110 番」や「インターネット人権相談受付窓口 (SOS-e メール)」を通して、生徒やその保護者が必要時に相談できるよう、啓発活動を行っていく。また、「子どもの「人権 SOS ミニレター」を保健室に常備しておく。

子どもに関する相談窓口	1	子どもや家庭に関する相談	高松市こども女性相談課	087-839-2384 kojyo_soudan@city.takamatsu.lg.jp	平日 8:30~17:00
	2		香川県子ども女性相談センター 「子どもと家庭の電話相談」	087-862-4152 e-kodomo@pref.kagawa.lg.jp	月~土曜日 9:00~21:00
	3		高松市少年育成センター スマイルテレフォン	087-839-2525	平日 8:30~19:00
	4	いじめに関する相談	高松市総合教育センター いじめや不登校に関する相談電話	087-821-0099	平日 8:30~19:00
	5		香川県教育センター 24時間いじめ電話相談	087-813-1620 (0120)0-78310	毎日 24 時間受付
	6	人権に関する相談	高松法務局 子ども人権 110 番	0120-007-110	平日 8:30~17:15

8 その他

この基本方針は、より実効性の高い取り組みを実施するため、いじめの防止等に関する県や市の施策の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。